

浜松市規則第 20 号

浜松市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則及び浜松市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(浜松市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正)

第 1 条 浜松市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成 24 年浜松市規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p><u>(指定等の標示)</u></p> <p>第 2 条 <u>法第 29 条第 1 項、第 51 条の 14 第 1 項又は第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(指定の変更申請)</u></p> <p>第 3 条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「省令」という。）第 34 条の 22 の申請書には、同条各号に掲げる事項のほか、申請者の事業所番号を記載しなければならない。</u></p> <p><u>2 省令第 34 条の 25 の申請書には、同条に規定する事項のほか、申請者の事業所番号を記載しなければならない。</u></p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第 4 条 <u>省令第 34 条の 23 第 1 項、第 34 条の 26 第 1 項、第 34 条の 58 第 1 項及び第 34 条の 60 第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に必要な図書を添えて行わなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第 2 条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「省令」という。）第 34 条の 23 第 1 項、第 34 条の 26 第 1 項、第 34 条の 58 第 1 項及び第 34 条の 60 第 1 項の規定による届出は、市長が必要があると認める図書を添えて行わ</u></p>

<p>(1) <u>届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p>(2) <u>事業所又は施設の事業所番号、名称及び所在地</u></p> <p>(3) <u>事業の種類</u></p> <p>(4) <u>変更した事項及びその内容</u></p> <p>(5) <u>変更の年月日</u></p> <p>2～5 （略）</p> <p>（指定の辞退の申出）</p> <p><u>第5条</u> （略）</p> <p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出）</p> <p><u>第6条</u> （略）</p> <p>（様式）</p> <p><u>第7条</u> （略）</p> <p>（細目）</p> <p><u>第8条</u> （略）</p>	<p>なければならない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（指定の辞退の申出）</p> <p><u>第3条</u> （略）</p> <p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出）</p> <p><u>第4条</u> （略）</p> <p>（様式）</p> <p><u>第5条</u> （略）</p> <p>（細目）</p> <p><u>第6条</u> （略）</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市児童福祉法施行細則の一部改正）

第2条 浜松市児童福祉法施行細則（平成8年浜松市規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（特例障害児相談支援給付費の額）</p> <p><u>第8条の5の2</u> （略）</p> <p><u>（指定障害児通所支援事業者等の指定の標示）</u></p> <p><u>第8条の6 法第21条の5の3第1項、第24条の2第1項又は第24条の2第1項第1号の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の見</u></p>	<p>（特例障害児相談支援給付費の額）</p> <p><u>第8条の6</u> （略）</p>

<p><u>やすい場所に標示するよう努めなければならぬ。</u></p> <p>(指定障害児通所支援事業者等の変更の届出等)</p> <p>第8条の7 <u>法第24条の13第3項並びに省令第18条の35第1項及び第25条の26の7第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に必要な図書を添えて行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p><u>(2) 事業所又は施設の事業所番号、名称及び所在地</u></p> <p><u>(3) 支援の種類</u></p> <p><u>(4) 変更した事項及びその内容</u></p> <p><u>(5) 変更の年月日</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者等の変更の届出等)</p> <p>第8条の7 <u>省令第18条の35第1項、第25条の22第1項及び第25条の26の7第1項の規定による届出は、市長が必要があると認める図書を添えて行わなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

(あらまし)

この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則及び児童福祉法施行規則の一部改正に伴い、指定の変更の申請及び届出等に係る記載事項を見直すほか、所要の整備を行うものです。